

熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱

制定 令和7年 6月 4日市長決裁
令和8年 6月 29日市長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、小規模企業者、中小企業者、又はこれらを主体とする組合若しくは任意団体等（以下、「団体等」という。）が実施するDX環境整備事業に対し必要な経費の一部を補助することで、デジタル技術を活用した業務変革を促進し、もって本市経済の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に定める小規模企業者、中小企業者等の定義は、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する団体
- (3) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する組合

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、熊本市内に本社または主たる事業所を有するものであって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。ただし、団体等の場合は、2分の1以上が熊本市内に本社または主たる事業所を有するものをもって組織されたものであって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 小規模企業者、中小企業者、又は団体等であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 熊本市暴力団排除条例（平成23年条例第94号）第2条第1号から第3号までの規定に掲げるもの（以下、「暴力団員等」という。）に該当しないこと。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が実施する次の各号の該当する事業であるものとする。ただし、同事業において、国、地方公共団体等の補助金等と重複する経費については、本事業の補助対象経費から除くものとする。

- (1) デジタル人材の確保・育成事業
- (2) デジタルツールの導入またはサイバーセキュリティへの対応事業

(補助対象期間)

第5条 補助事業が補助金の交付対象となる期間は、第10条の規定による交付決定があった日から市が指定する日までとする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) デジタル人材関連費（研修受講料、講師謝金、外部人材登用手数料、その他のデジタル人材の確保及び育成に係る経費。）
- (2) デジタルツール導入費（初期費用、月額費用、システム利用料、その他のデジタルツール導入に係る経費。ただし、新規の導入に限る。）
- (3) セキュリティ対策費（セキュリティソフト購入費、利用料、専門家派遣費用、その他のサイバーセキュリティ対応に係る経費。ただし、新規購入に限る。）
- (4) 導入に伴う役務サービス料（デジタルツールやセキュリティ対策ツールの導入に伴い依頼したコンサルティング等役務サービス料）
- (5) デジタルコンテンツ制作費（ホームページ制作・改修費、商品紹介・ブランドPR用の動画制作費）

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条各号に規定する補助対象経費（税抜額）を合算した額の2分の1とし、40万円を上限とする。また、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付の制限)

第8条 この要綱に基づく補助金の交付は、1事業者につき、同じ年度内に1回を限度とする。

(交付の申込)

第9条 補助金の交付を受けようとするものは、熊本市DX環境整備事業補助金交付申込書（様式第1号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

(交付の決定)

第10条 前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、熊本市DX環境整備事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。

2 補助金の申込書(交付決定の要件を満たすものに限る。)受領後、先着順に審査を行う。ただし、同時に到達した交付申込書のうち交付決定の要件を満たすものが複数ある場合であって、予算枠の都合によりその一部に限って交付決定せざるを得ないときは、当該交付決定の要件を満たす申込みのうちから、按分により交付決定をする。

(交付の条件)

第11条 前条の規定による交付の決定をする場合は、次に掲げる条件を付すこととする。

- (1) 交付申込書に記載した事項を変更しようとするとき(軽微な変更をしようとするときを除く。)は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (3) 補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が完了したときは、その日から30日を経過する日又は市が指定する日のいずれか早い日までに、市長に対し所定の実績報告を行うこと。
- (5) 補助金の額の確定のために書類確認、質問等が必要な場合は、市の求めに応じこれに協力すること。
- (6) 補助金の支払の請求は、その額の確定後、別に指定する期限までに所定の請求書により行うこと。
- (7) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。
- (8) 補助金を他の用途に使用しないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、法令その他市長が必要であると認める事項を遵守すること。

(補助事業の変更又は中止の手続)

第12条 第10条の規定による交付の決定を受けたもの(以下「補助事業者」という。)が補助事業を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ、熊本市DX環境整備事業補助金に係る事業の変更・中止承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添付して市長に提出するとともに、その承認を受けなければならないこととする。

2 前項の規定による変更・中止承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、これを承認することとした場合は、熊本市DX環境整備事業補助金に係る事業の変更・中止承認通知書(様式第4号)により当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、承認に当たり必要と認めるときは、当該通知に際し、条件を付するものとする。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の完了後(補助事業の中止の承認を受けた場合を含む。)、その日から30日を経過する日又は市が指定する日のいずれか早い日までに、熊本市DX環境整備事業補助金に係る実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならないこととする。

2 補助事業者は、やむをえない理由により、前項の規定する期間内に実績報告書等の提出を行うことができない場合は、同期間内に熊本市DX環境整備事業補助金に係る実績報告書提出遅延理由書(様式第6号)を市長に提出しなければならないこととする。

(補助金の額の確定)

第14条 前条の規定による実績報告書等の提出があったときは、報告された補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかにつき審査するとともに、必要に応じて書類確認、質問等を行い、これらに適合すると認めたときは、熊本市DX環境整備事業補助金交付確定通知書(様式第7号)により、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による交付確定通知を受けた補助事業者は、当該通知を受けた日から速やかに、熊本市DX環境整備事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならないこととする。

(交付決定の取消し)

第16条 補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助事業者に係る交付決定を取り消すことができることとする。

- (1) 第11条に規定する交付の条件に違反したとき。

- (2) 第12条第2項に規定する承認の条件に違反したとき。
- (3) 補助事業者としての要件を満たさなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (5) 暴力団員等に該当することが判明したとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

(違約加算金)

第18条 補助事業者は、第16条の規定による取消しを受け、補助金の返還を請求されたときは、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

2 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとす

る。

3 第1項の違約加算金を納付しなければならない場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求された補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された補助金の額に充てられたものとする。

(他の補助金等の一時停止等)

第19条 市長は、補助事業者が補助金の返還を請求され、当該補助金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げるものを、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他市長が補助金等の交付の目的を達成するために必要があると認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、当該財産を当該目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供する前に、当該補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は当該目的若しくは当該財産の耐用年数を勘案して市長が定める期間を経過した場合は、同項の承認を要しない。

(雑則)

第21条 補助金の交付は、予算の範囲内で行うこととする。

2 熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）第11条第2項から第4項までの規定は、この補助金の交付について適用しない。

3 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

(令和7年3月28日市長決裁)

1 この要綱は、令和7年6月4日から施行する。

(令和8年6月29日市長決裁)

2 この要綱は、令和8年6月29日から施行する。

(この要綱の失効)

1 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

熊本市DX環境整備事業補助金交付申込書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申込者 企業名
(団体名)
代表者

熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり申し込みます。

記

- | | |
|-------------|--|
| 1 補助事業の名称 | DX環境整備事業 |
| 2 補助事業の内容 | 補助事業計画書のとおり |
| 3 補助対象経費 | 補助事業計画書のとおり |
| 4 補助金の交付申込額 | 補助事業計画書のとおり |
| 5 補助事業完了予定日 | _____年 月 日
※補助事業が完了し、かつ、その事業代金の支払が完了する予定の日付 |
- 6 添付資料
- (1) 補助事業計画書
 - (2) 補助要件に適合することを確認するための補足資料
 - (3) 補助対象経費に係る見積書等
 - (4) 市税滞納有無調査承諾書
 - (5) その他市長が必要と認める書類

様式第4号 (第12条関係)

熊本市DX環境整備事業補助金に係る事業の変更・中止承認通知書

発第 号
年 (年) 月 日

様

熊本市長

年 (年) 月 日付け 発第 号で通知した熊本市DX環境整備事業補助金について、熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 補助事業の名称 DX環境整備事業
- 2 変更後補助対象経費 _____ 円
- 3 変更後補助金交付決定額 _____ 円

様式第5号（第13条関係）

熊本市DX環境整備事業補助金に係る実績報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

年（ 年） 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定を受けた下記事業が完了したので、熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 DX環境整備事業
- 2 添付資料
 - (1) 補助事業報告書
 - (2) 領収書の写しその他の補助対象経費を支出したことが確認できる書類
 - (3) DX環境整備の内容が分かる資料（研修修了証等の写し・導入ツールパンフレット等の写し・セキュリティソフトパンフレットの写し等）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第13条関係）

熊本市DX環境整備事業補助金に係る実績報告書提出遅延理由書

年 月 日

熊本市長（宛）

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

年（ 年） 月 日付け 発第 号で補助金の交付決定を受けた下記事業の実績報告が、下記の理由により遅延いたしますので、熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により提出します。

記

- 1 補助事業の名称 DX環境整備事業
- 2 遅延理由
- 3 実績報告書提出予定日

熊本市DX環境整備事業補助金請求書

年 月 日

熊本市長 (宛)

住 所
申請者 企業名
(団体名)
代表者

熊本市DX環境整備事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、補助金を下記のとおり請求します。

記

	千	百	拾	万	千	百	拾	円
金額						0	0	0

※金額の頭初に「¥」の記号を記載してください。

【振込先口座】

金融機関名			銀行・信用金庫・信用組合・ 農協・その他 ()					
			本店・支店・出張所					
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄							
口座番号 ※右詰めで記入								
フリガナ								
口座名義								